

令和3年10月

調査対象者の皆さま

東京都環境局資源循環推進部
産業廃棄物技術担当課長

照明器具のPCB含有安定器に関する調査について（依頼）

日頃から、東京都の環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都では、PCB含有安定器を使用した照明器具*の有無に関する調査を進めており、昭和52年（1977年）3月以前に建築された事業用建物等の所有者の方を対象に、調査票をお送りしています。また、本調査票は昨年11月に実施した調査にご回答いただけていない方にもお送りしています。

PCBは法律で期限内の処分が定められており、PCB含有安定器が処分の期限（令和5年（2023年）3月31日）を過ぎてから見つかった場合には、法律違反になるだけでなく、処分施設がなくなるため将来にわたり処分することができなくなってしまう。

つきましては、お忙しいところお手数をおかけしますが、調査にご協力いただき、同封の調査票をご提出いただくようお願いいたします。なお、本紙裏面に調査に関する簡単な説明がありますのではじめにご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記の調査専用窓口までお問い合わせください。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは人体に有害な油状の物質で、昭和47年（1972年）以降新たな製造が禁止されていますが、それ以前に作られた古い照明器具内の安定器に使われていることがあります。

○回答方法

同封の調査票に必要事項をご記入の上、令和3年（2021年）12月10日（金曜日）までに、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。

○お問い合わせ先

調査専用窓口 電話番号：0120-576-935（フリーダイヤル）

受付時間：土日祝日及び12月29日から1月3日を除く、

9時から17時、令和4年（2022年）2月10日（木曜日）まで

本調査は、東京都環境局が調査票の発送や問合せ対応を株式会社ゼンリンに委託して実施しています。